

4月6日～同15日  
春の全国交通安全運動  
子どもと高齢者を交通事故から守ろう！

私たちにとって、最も身近な危険の一つである交通事故。交通事故をなくすには、一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを高めるなど、交通安全意識を高めることが大切です。

期間中は「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本とするほか、次の4つの項目に重点をおいて、啓発活動などを行います。

- ①すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ②自転車の安全利用の推進
- ③飲酒運転の根絶
- ④前照灯の早めの点灯の推進

問い合わせ先 圃交通対策課 ☎30-6134、FAX24-8517



心身障害者の社会参加のために  
タクシー運賃  
自動車燃料費  
を助成します

市障害福祉課

重度の障害がある人の積極的な社会参加を促進するために、タクシー運賃、または自動車燃料費の助成券を交付します。

なお、今年度からタクシー運賃の助成額を、年額12,000円(5,000円×24枚)に、自動車燃料費の助成額を、年額6,000円(3,000円×20枚)に変更します。

対象者 次の①～③のいずれかに該当し、さらに、施設に入所していない人で、市民税所得割額(平成19年分)が160,000円未満の人

- ①身体障害者手帳1級または2級の所持者で、次のいずれかの障害のある人 ▼肢体不自由障害のうち下肢障害または体幹機能障害 ▼視覚障害 ▼内部障害(免疫機能障害を含む)
- ②療育手帳Aの所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳1級または2級の所持者

※自動車燃料費の助成については、本人または本人と生計を同じにする家族が自動車を所有し、運転する場合に限られます。

申請に必要なもの 身体障害者

護国神社前交差点の信号機が  
歩車分離式信号に変わりました

彦根警察署

護国神社前交差点の信号機が、歩車分離式信号に変わりました。

歩車分離式信号とは、自動車の信号と、歩行者用の信号を分ける方式です。歩車分離式信号では、歩行者の横断中に、自動車は横断歩道を横切つて右折や左折をすることはありません。

手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、印かん ※自動車燃料費の助成については、車検証の写しも必要です。

手続き・問い合わせ先 圃障害福祉課(平田町) ☎27-19981番、FAX26-176767番

特別障害者手当・  
障害児福祉手当制度の  
お知らせ

市障害福祉課

「特別障害者手当」「障害児福祉手当」は、在宅で生活している、いつも介護が必要な障害者(児)に、3か月に1回手当を支給し、負担の軽減を図ることを目的とするものです。

対象 ①特別障害者手当 20歳以上で重度の重複障害があり、常時特別な介護を必要とする状態にあるか、絶対安静が必要とされている人

②障害児福祉手当 20歳未満で重度の障害のため、日常生活で常時介護を必要とする人  
所得制限 本人、配偶者、同じ世帯での最多収入者の所得が、いずれも定められた限度額の範囲内であることが必要です。

問い合わせ先 圃障害福祉課

安心して就学するための  
就学援助制度

圃教育委員会学校教育課

☎27-19981番、FAX26-176767番

市内に居住し、市内の小・中学校に在学する児童生徒のいる家庭で、経済的な理由のため、就学に必要な経費を負担することが困難な保護者に、子どもが安心して就学できるよう、給食費、学用品費などの一部を援助します。

対象となる保護者 次のいずれかに該当する人 ①市民税が非課税または減免を受けている人 ②児童扶養手当(主に母子家庭に支給されます)を受給している人 ③生活保護が停止または廃止となった人 ④その他、圃教育委員会が援助費の支給が必要と認める人

給付内容 学用品費、学校給食費、新入学学用品費、通学用品費、修学旅行費 など

手続き方法 所定の申請書(各小・中学校と圃教育委員会学校教育課(市民会館2階)にあります)に必要事項を記入し、学校に提出してください。

※平成20年1月1日現在の住所が彦根市以外であった人は、所得を証明する書類(平成20

年度課税証明書など)の添付が必要でです。  
※申請は、年度途中で受付けられません。(ただし、援助は受付日以降の月額になります)

問い合わせ先 圃教育委員会学校教育課 ☎24-7971番、FAX2391900番

介護保険料特別徴収  
(年金からの引き取り)者の  
仮徴収

市保険年金課

特別徴収とは?

介護保険第1号被保険者(65歳以上の)のうち、年間18万円以上の老齢・退職年金などを受給している人の保険料は、2か月ごとに支給される年金から引き取りしています。(一部、例外もあります)この年金からの引き取りによる保険料の徴収を特別徴収といいます。

この特別徴収の対象となる皆さんの平成20年度の保険料についてお知らせします。

半年間、仮徴収させて  
いただきます

介護保険料額は、被保険者本人および同一世帯の人の前年の所得により決まります。4月以降の介護保険料(平成20年度の保険料額)は、平成19年中の所得



が確定する6月以降でないと決めることができません。そこで、4月・6月・8月に支給される年金から引き取る保険料は、仮の保険料として、原則、2月に引き取りをした保険料と同じ額とさせていただきます。これを仮徴収といいます。

4月・6月から特別徴収に変更となる人は、前年度の所得に基づき、仮徴収させていただきます。これらの人には、介護保険特別徴収仮徴収額通知書を送付します。

保険料額が確定したら

6月ごろに平成19年中の所得が確定すると、それをもとに平成20年度の介護保険料額が決まります。仮徴収した額と、本来の保険料額との差額は、10月・12月・2月に分けて徴収します。平成20年度介護保険料額の決定通知は、6月中旬に送付します。

問い合わせ先 市保険年金課 係 ☎30-6112番、FAX2213080番

中山町・仏生寺町・日夏町・清崎町・稲里町・石寺町  
土砂災害(特別)警戒区域が追加指定されました

市道路河川課・圃湖東地域振興局建設管理部管理調整課

土砂災害から国民の生命を守るため、平成13年度に施行された土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」が市内の計25か所で追加指定されました。(およその場所は下の地図のとおり)

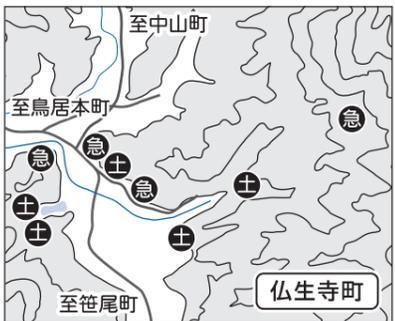
このうち「土砂災害警戒区域」に指定されると、市が警戒避難体制の整備を図ります。また、「土砂災害特別警戒区域」では、特定の開発行為に対して許可が必要になったり、建築物の構造の規制や移転の勧告が図られたりします。詳しくはお問い合わせください。

- 中山町 土砂災害警戒区域 2か所(土石流)、土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域 1か所(土石流)、土砂災害警戒区域 1か所(急傾斜地の崩壊)、土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域 3か所(急傾斜地の崩壊)
- 仏生寺町 土砂災害警戒区域



- 1か所(土石流)、土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域 4か所(土石流)、土砂災害警戒区域 1か所(急傾斜地の崩壊)、土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域 3か所(急傾斜地の崩壊)
- 日夏町 土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域 1か所(土石流)、土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域 3か所(急傾斜地の崩壊)
- 清崎町 土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域 1か所(急傾斜地の崩壊)
- 稲里町 土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域 1か所(土石流)、土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域 2か所(急傾斜地の崩壊)
- 石寺町 土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域 1か所(急傾斜地の崩壊)

問い合わせ先 市道路河川課 ☎30-6122番、FAX24-15211番、圃湖東地域振興局建設管理部管理調整課 ☎27-2243番(警戒避難体制の整備については圃総務課 ☎30-6100番へ)



※地図内の●は、「土石流」を、●は、「急傾斜地の崩壊」を表します。